

別紙

令和 2 年 10 月 30 日

関係の皆様

牧之原市 I C 北側土地区画整理準備組合
会長 鈴木 芳明

(仮称) 牧之原市 I C 北側土地区画整理事業における
施行地区となるべき区域の公告について (お知らせ)

日頃より、牧之原市 I C 北側土地区画整理準備組合の運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、土地区画整理組合の設立に向けまして、下記のとおり「(仮称) 牧之原市 I C 北側土地区画整理事業」の施行地区となるべき区域の公告について、牧之原市長に申請しますのでお知らせいたします。

区域の公告は、施行地区内の宅地について借地権の権利実態を把握するため、借地権を有する方に申告していただくことを目的に行うものであり、借地権者は申告の手続きにより、土地区画整理組合の組合員になることができます。

このため、施行地区となるべき区域の宅地について未登記の借地権を有する方は、公告のあった日から一か月以内に、借地権申告書に借地権を証する書面を添えて、申告の手続きをお願いいたします。

なお、借地権申告書は、牧之原市建設部都市計画課及び新拠点整備室で配布しておりますので、下記の問合せ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 公告内容 | (仮称) 牧之原市 I C 北側土地区画整理事業の施行地区となるべき区域 |
| 2 | 施行地区 | 牧之原市東萩間字中原の一部 (裏面) |
| 3 | 縦覧内容 | 施行地区となるべき区域を表示する図面 |
| 4 | 縦覧期間 | 令和 2 年 11 月 16 日 (月) から令和 2 年 11 月 30 日 (月) まで
市役所閉庁日(土日及び祝日)を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時まで |
| 5 | 縦覧場所 | 牧之原市建設部都市計画課 (牧之原市役所相良庁舎)
牧之原市建設部新拠点整備室 (牧之原市 I C 北側整備事務所) |
| 6 | 申告期間 | 令和 2 年 11 月 16 日 (月) から令和 2 年 12 月 15 日 (火) まで |
| 7 | 対象者 | 施行地区内の宅地について借地権をお持ちの方 |
| 8 | 問合せ先 | 牧之原市建設部新拠点整備室 電話：0548-23-3333 |

(裏面あり)

参 考

借地権とは

土地区画整理法で「借地権」とは、借地借家法にいう「建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権」のことをいい、「借地」とは、借地権の目的となっている宅地をいいます。 耕作者は「借地権」の対象者ではありません。

借地権者とは

土地区画整理事業において借地権者として取り扱われる方は、地上権または賃借権の登記をされている方と、市に対して借地権の申告をし、借地権者として認められた方です。

借地権者の権利と義務について

土地区画整理事業の施行上、借地権者と認められますと、その借地について土地所有者と同様に権利と義務が生じることになります。借地権者となると、「整理後の借地を明確に知ることができる」、土地所有者と同じく「換地計画に対し意見を述べる機会」などが得られる反面、「土地所有者に係わる清算金について、個々の借地権割合に応じ清算金の徴収・交付の対象となる権利者」にもなります。

【施行地区】

